

令和7年度 北区一般任期付職員採用選考案内

児童福祉司スーパーバイザー（SV）（係長級）

令和7年11月

北 区

北区では、児童相談所等複合施設の開設に向け、民間企業等における多様な職務経験を通じて得た高い専門性と実務経験を活かし、本区の福祉事業に力を発揮していただくため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項の規定に基づき、一般任期付職員の募集を行います。なお、勤務条件については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。

1 申込区分（職務の級）、職種、採用予定数、職務内容、受験資格

児童福祉司スーパーバイザー（SV）（係長級）			
職種	福祉	採用予定数	1名
職務内容	【児童相談所開設前】 - 児童相談所、子ども家庭支援センター等の職員に対して専門的見地から教育、指導を実施し、職員を育成 - 開設にむけてのマニュアルの整備 【児童相談所開設後】 - 児童福祉司及びその他相談担当職員に対する専門的見地から職務遂行に必要な技術の指導及び教育、児童福祉司スーパーバイザーとしての係総括業務		
受験資格	年齢、国籍（※2）を問わず、以下の条件をすべて満たしている者 (1) 地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当しない者（※1） (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者 (3) 社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 (4) 民間企業、地方自治体等における業務従事歴（※3）を10年以上有し、そのうち、児童相談所において児童福祉司として4年以上の実務経験を有する者 (5) 上記(4)の児童相談所における児童福祉司としての業務従事歴のうち、児童福祉司SV及び係長級の実務経験を有する者 (6) 現に北区の常勤職員でない者（任期付職員、教育公務員、臨時的任用職員を除く）		

※1 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

※2 日本国籍以外の方は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

※3 週20時間以上従事した経験を対象とする。

2 採用予定日

令和8年4月1日

3 任期

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 選考方法、選考日、会場等

（1）第一次選考

選考方法	書類審査
合格発表	令和8年1月上旬

※合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に郵送で結果を通知します。

※1月12日までに通知が届かない場合は、申込先へお問合せください。

（2）第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

選考日時 場所	令和8年1月中旬～下旬 北区役所内（予定） ※選考会場及び集合時間は、第一次選考合格通知と併せてお知らせします。
選考方法	個別面接
合格発表	令和8年2月以降 ※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

5 申込手続

申込方法	下記申込URL、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。
申込URL	令和7年度北区一般任期付職員（児童福祉司スーパーバイザー（SV）（係長級）） 採用選考申込 https://logoform.jp/f/ilswl 
応募書類	申込フォームに以下の書類を作成のうえ、アップロードしてください。 ① 職務経歴書（様式は申込フォームからダウンロードしたものを使用してください。） ② 職歴（別紙）（様式は申込フォームからダウンロードしたものを使用してください。） ※②は申込フォームで職歴が不足する方のみ提出
申込期間	令和7年11月14日午前9時から 令和7年12月12日午後5時まで（予定）【期間内受信有効】

※申込書類は一切返却いたしません。

※個人情報の取扱いについては、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

6 勤務条件等

（1）初任給

年齢、採用までの職務経歴等に応じて、北区の「職員の給与に関する条例」外関係諸規程に基づき決定します。

＜例＞

大卒・経験年数20年の場合…給与月額 約44万円（年収 約750万円）

※ 給与月額は、地域手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※ 年収は、地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

また、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

（2）勤務日・勤務時間・勤務場所

① 勤務日

原則として月曜から金曜まで

② 勤務時間

【開設前】原則として9時00分から17時45分まで

（1日7時間45分、週38時間45分）

【開設後】原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
(1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分)

③ 勤務場所

【開設前】北区子ども未来部児童相談所開設準備担当課

所在地：東京都北区王子 6-7-3 旧清至中学校（東門）子ども家庭支援センター内

【開設後】（仮称）北区児童相談所等複合施設

所在地（予定）：東京都北区赤羽台 1-1-1 3（旧赤羽台東小学校跡地）

※いずれも敷地内禁煙です。

（3）休暇等

① 年次有給休暇：年間 20 日

② その他休暇等：慶弔休暇、夏季休暇、産前産後休暇、育児休業などの制度があります。

7 お問い合わせ先

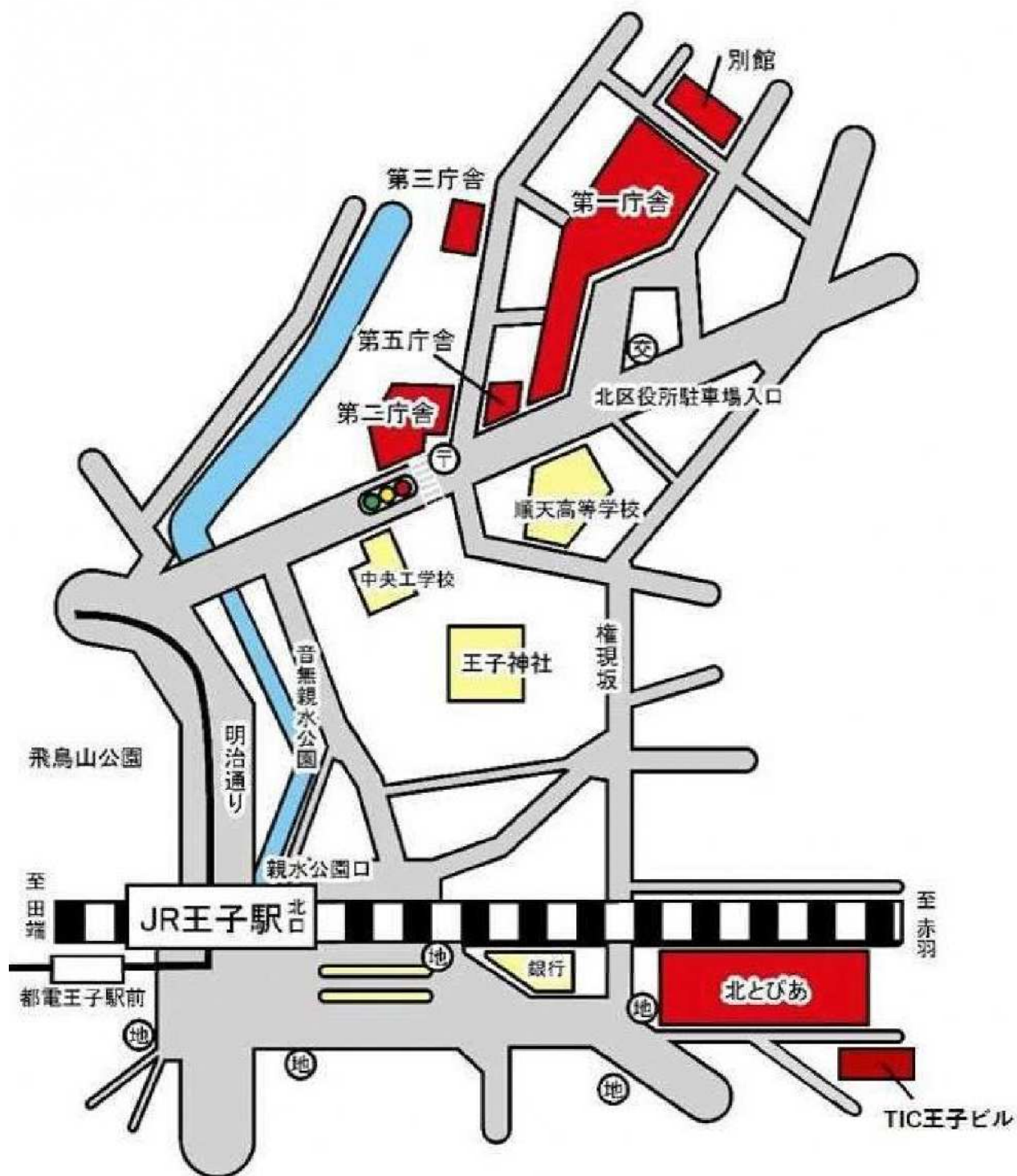
〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

北区総務部職員課人事係（北区役所第一庁舎 3 階 8 番窓口）

TEL 03（3908）8031

※北区役所第一庁舎案内図は、次ページをご参照ください。

【北区役所第一庁舎案内図】



鉄道でのアクセス

路線名	所要時間
JR 王子駅北口（親水公園口）	徒歩 5 分
地下鉄南北線王子駅（3、5 番出口）	徒歩 5 分
都電荒川線王子駅前	徒歩 6 分

バスでのアクセス

路線名	停留所
国際興業バス（赤 50、王 22、王 23）	「北区役所」下車
北区コミュニティバス	「北区役所」下車